

歯科医師国家試験出題基準の利用法

歯科医師国家試験は歯科医師法第9条に基づいて、「臨床上必要な歯科医学および口腔衛生に関する、歯科医師として具有すべき知識および技能について」行われる。また、平成18年4月1日から歯科医師臨床研修が必修化され、同法第16条の2において「診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上臨床研修を受けなければならない」とされていることから、第9条にいう「知識と技能」とは、歯科医療に第一歩を踏みだし、指導歯科医の下でその任務を果たすのに必要な基本的知識及び技能であると考えられる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、歯科医師国家試験出題基準である。歯科医師国家試験の妥当な内容、範囲及び適切なレベル等を確保するため、歯科医師国家試験委員会はこの基準を踏まえ出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は歯科医師国家試験委員会が行うものとする。

したがって、歯科医師国家試験出題基準は歯科大学（歯学部）卒前の歯学教育で扱われる内容のすべてを網羅するものではなく、これらの教育のあり方を拘束するものではない。なお、出題基準は、以下に従って利用するものとする。

1. 大・中・小項目、備考

(1) 大項目は、中項目を束ねる見出しである。

(2) 中項目には、歯科医師国家試験の出題の範囲となる事項名、疾病、障害名を示している。

出題範囲という観点から配列されているため、必ずしも学問的な分類体系と一致するものではない。

(3) 小項目の取扱いは次の通りとする。

①中項目に関する内容のうち、さらに出題範囲を限定する場合。

中項目	小項目
口腔機能障害	開口・閉口障害、咀嚼障害、摂食・嚥下障害、発音障害、味覚障害、口腔乾燥、口臭

* 「口腔機能障害」では、「開口・閉口障害、咀嚼障害、摂食・嚥下障害、発音障害、味覚障害、口腔乾燥、口臭」に関する問題しか出題できない。

②小項目の記載がない場合、中項目について、標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容が出題範囲となる。

なお、歯科医学総論と歯科医学各論で小項目の記載量が異なるが、これは、歯科医学総論においては中項目の示す内容が幅広く、出題範囲をさらに限定することが必要と考えられた項目が多数あったためである。一方、歯科医学各論においては、中項目に掲げられた疾病・障害名に関する定義、病因、分類、病態、経過、症候、診断、治療方針、手順、術式、使用器材、使用薬剤、治癒機転、予後、予防、社会歯科学的事項について、標準的な教科書等に記載されている程度の知識を要求することとし、原則として小項目による範囲の限定を行わないこととした。なお、教科書等に記載のない場合においても臨床現場で必要とされる新しい情報等については必要に応じて出題できるものとする。

また、疾病・障害によっては、専門レベルの内容を除外し、学生として当然知識を有しておくべき内容に限定するために小項目を設定している。

(4) 備考は、次のいずれかにあたる内容を示している。ただし、出題範囲を限定するものではない。

①人名等固有名詞を冠した症候名等が出題範囲となる場合。

②中項目に関する内容のうち、特に重要な項目である場合。

2. ブループリント（歯科医師国家試験設計表）について

(1) 必修の基本的事項

「必修の基本的事項」では、各大項目に出題割合を記載している。

これは、「必修の基本的事項」における問題全体のうち、当該大項目に関する問題の出題割合を示している。

(2) 歯科医学総論、歯科医学各論

「歯科医学総論」及び「歯科医学各論」では、各章に出題割合を記載している。

各章に記載されている出題割合は、当該章に関する問題の歯科医学総論（または歯科医学各論）全体に対する割合を示している。

例 歯科医学総論（30%） I 保健医療論（約15%）

※歯科医師国家試験において「歯科医学総論」に関する問題を30%出題し、さらに「歯科医学総論」の問題のうち「保健医療論」に関する問題を15%（全体からみると4.5%）出題する。

また、各論の各領域において出題割合の10%程度を総論領域の項目から出題する。

なお、「歯科医学総論」においては「必修の基本的事項」の内容を、「歯科医学各論」においては「必修の基本的事項」と「歯科医学総論」の内容をそれぞれ出題することができる。

3. その他

(1) 専門領域等により同一事象に対し異なる表現がある場合には、括弧書き等によりどちらも使用可能とした。また、括弧は、以下のルールにより使用した。試験委員会の判断により、括弧内、外の語を適宜使用できる。

() : 省略しても意味または分類の変わらない語 例 : Blandin-Nuhn (腺) 囊胞

⟨ ⟩ : 直前の語の言い換えまたは説明 例 : QOL ⟨quality of life⟩

[] : ⟨ ⟩ の中に ⟨ ⟩ がある場合の大きな括り

{ } : 「主な検査項目の標記」における、表記の例示

例 血液型 {A型、Rh (+) などと表記}

(2) 疾病名・障害名等は、一部で各論の章に重複して記載されている。重複していない項目についても、章または大項目の標題である疾患・障害等に限定されず出題することができる。また、年齢・性による違いに注目して出題することができる。